

肝付町移住・交流お試し居住及びお試しオフィス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町外から本町への移住、地域間交流、二拠点居住やサテライトオフィス誘致、ワーケーション等の推進及び人口の流入を目的とし、移住希望者等が本町での生活等を体験するための住宅（「移住・交流お試し住宅及びお試しオフィス」、以下「お試し住宅等」という。）について必要なことを定める。

(移住・交流お試し住宅等)

第2条 お試し住宅等の名称及び位置は、別に定める。

2 本事業実施に必要な住宅等の借り上げについては所有者と町が使用貸借契約（第1号様式）を締結することとし、事業実施にあたり必要な費用（公租公課・火災保険その他事業に係る費用）は町が負担するものとする。

3 借上期間終了後は、原状回復する責めを町は負う。

(利用対象者)

第3条 お試し住宅等を利用できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本町に移住やサテライトオフィス等の設置を検討する者または地域間交流を目的とする者。
- (2) お試し居住等に関するアンケート協力、感想等の情報発信をできる者。
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でない者。
- (4) その他、利用に関し町長が特に認める者。

(利用申込み)

第4条 お試し住宅等を利用する者は、町長に肝付町移住・交流お試し住宅及びお試しオフィス利用申請書（第2号様式）を利用開始希望日の3週間前までに提出しなければならない。

(利用許可)

第5条 町長は、前条の規定による申込みがあったときは、速やかにその内容を審査するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、お試し住宅等の利用を許可したときは、申込書を提出した移住希望者等に対し、肝付町移住・交流お試し住宅及びお試しオフィス利用許可書（第3号様式）を交付するものとする。

(利用期間)

第6条 お試し住宅等の利用期間は、利用を1日単位とし、利用開始日から起算して連続する90日以内とする。ただし、町長が必要と認める場合、この限りではない。

2 前項の規定による利用期間内において施設を利用しない日があっても、連続して利用したものとみなす。

(体験料)

第7条 利用者は、次のとおり体験料を納めるものとする。

区分	単位	料金	備考
お試し居住体験料	1組1泊	1,000円	1泊追加ごとに1,000円を加算する。 1日(宿泊なし)利用は1組500円。
お試しオフィス体験料	1組1泊	1,000円	1泊追加ごとに1,000円を加算する。 1日(宿泊なし)利用は1組500円。

2 体験料には、住宅等使用料・光熱水費・浄化槽管理費・NHK受信料・インターネット使用料金、お試し住宅等の備品(テレビ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫・炊飯器・電子レンジ・掃除機等)利用が含まれるが、それ以外の費用は利用者負担とする。

3 利用者は体験料を前納しなければならない。

4 利用者の責めに帰さざる理由によりお試し住宅等を利用することができなくなったとき、その他町長が認めるときは、既に納付された体験料の全部又は一部を還付することができる。

(遵守事項)

第8条 利用者は、お試し住宅等及びその敷地の利用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 第1条に規定する以外の目的に利用しないこと。

(2) 薬物を製造し、栽培し、販売し若しくは販売する目的で保管し若しくは陳列する場所として利用し、又は危険ドラッグ等を多数の者が集まって利用することを知りながら、そのための場所として提供すること。

(3) 第三者に対し、お試し住宅等若しくはその敷地を転貸し、また利用させないこと。

(4) 留守時又は就寝時には、必ず施錠すること。

(5) お試し住宅等(備え付けの設備及び器具を含む。)を適切に取り扱うこと。

(6) 火災及び盗難の予防のために細心の注意を払うこと。

(7) 清掃、除草を適宜行うこと。

- (8) ごみを適切に処理すること。
- (9) お試し住宅等に新たに設備を設置しようとするときは、あらかじめ、町長の承諾を得ること。
- (10) お試し住宅等の増築若しくは改築、又は模様替えをしないこと。
- (11) 合鍵は複製しないこと。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅等を適切に利用すること。

(行為の禁止)

第9条 利用者はお試し住宅等及びその敷地内において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 寄附の募集、その他これに類する行為
- (2) 興業、展示会その他これらに類する催し
- (3) 文書、図画その他の物の掲示又は配付
- (4) 政治活動又は宗教活動
- (5) 動物の飼育
- (6) 周辺の住民に迷惑を及ぼす行為
- (7) 建物の建築又は工作物の設置
- (8) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅等の使用にふさわしくない行為

(立入り)

第10条 町長は、お試し住宅等の防火、構造の保全その他の管理上特に必要があると認めるときは、その職員をしてお試し住宅等及びその敷地に立ち入らせることができるものとする。

2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒むことができない。

(損害賠償)

第11条 利用者は、お試し住宅等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を肝付町移住・交流お試し住宅及びお試しオフィス破損（汚損・滅失）届（第4号様式）により町長に届け出て、その損害を賠償しなければならない。

(事故免責)

第12条 施設及びその敷地が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、お試し住宅等及びその敷地内で発生した事故に対しては、町は、その賠償の責めを負わないものとする。

(許可の取り消し)

第13条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許可を取り消すことができる。

- (1) 体験料をその納付期限までに納付しないとき。
- (2) 第11条に規定する損害を賠償しないとき。
- (3) 上記のほか、本要綱に記載された内容に従わないとき。

(明け渡し)

第14条 利用者は、利用期間が満了したとき、又は許可が取り消されたときは、直ちに、お試し住宅等及びその敷地を明け渡さなければならない。この場合において、利用者は通常の利用に伴い生じた損耗を除き、お試し住宅等及びその敷地を原状に回復しなければならない。

2 利用者は、前項後段の規定に基づき行う原状回復の内容及び方法について、町長の指示に従わなければならない。

3 町長は、利用者が第1項後段の規定に基づく原状回復を行わないときは、利用者の負担において、これを行うことができる。この場合において、利用者は、何らの異議を申し立てることはできない。

(規定外事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか、お試し住宅等の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。